

あなたと歩む

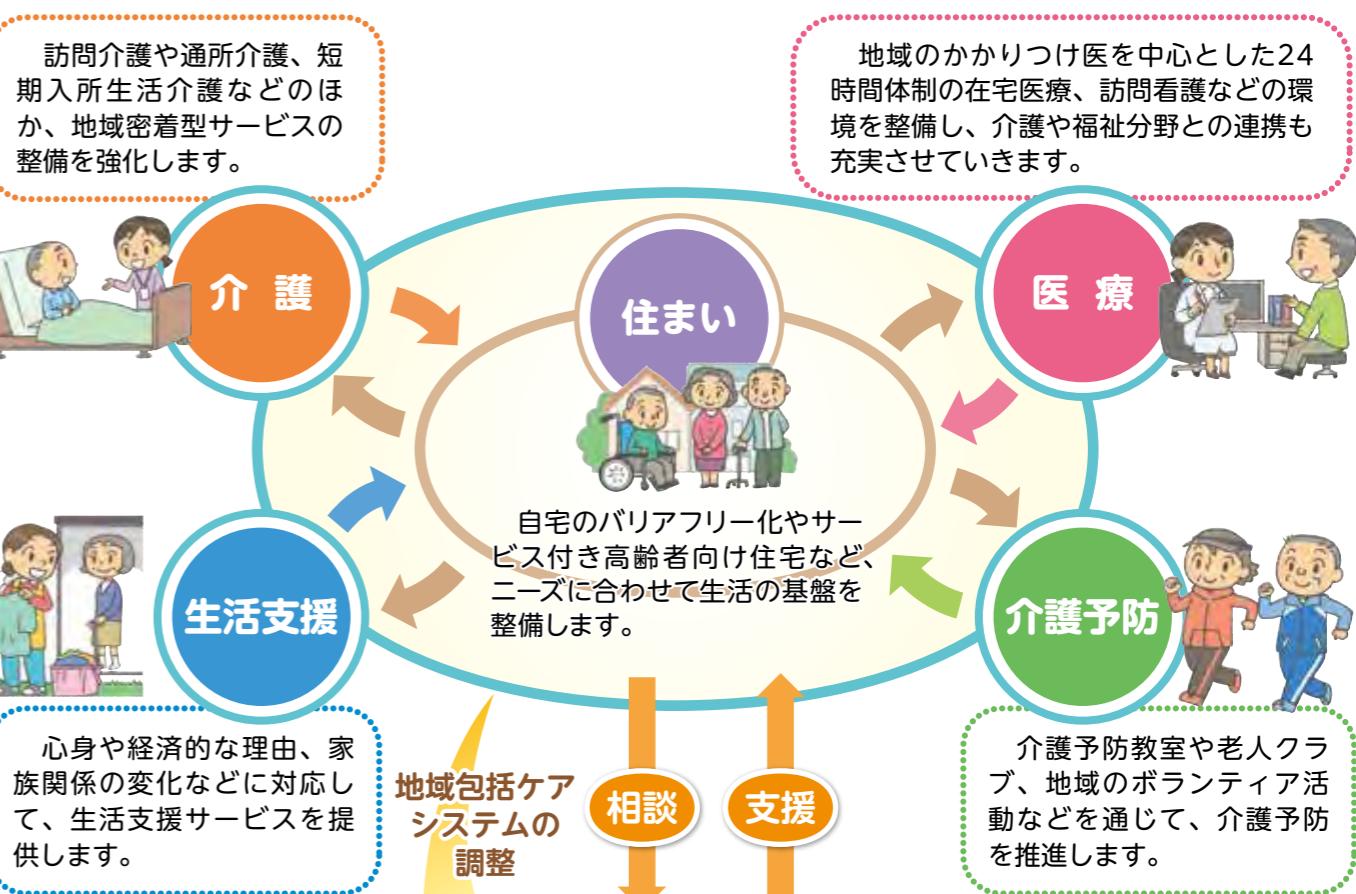
令和
6年度版

介護保険 ガイドブック



住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組みです。必要なサービスを切れ目なく提供し、地域に住む高齢者の生活を支えます。おおむね30分以内にサービスが提供できる日常生活圏を想定しています。



市と協力しながら、地域の高齢者が抱える様々な問題などを見付けて整理し、医療機関、サービス事業者、地域住民や自治会などと連携して支援する地域包括ケアシステムの調整役です。

地域包括ケアシステムに必要な 4つの「助」

自助 住み慣れた地域で生活するために、自分でさまざまなサービスを利用し、問題を自力で解決することです。

共助 介護保険や医療保険などの社会保険によるサービスのことです。

地域包括ケアシステムでは、市などからの公的なサービスや支援の「共助」と「公助」だけではなく、自力で問題を解決する「自助」や住民が互いに助け合う「互助」による支えが大切です。

互助 地域住民やボランティア、家族や知り合いなどが、自発的にお互いが助け合うことです。

公助 税金をもとにした生活保護や権利擁護など、市が行う社会福祉サービスのことです。

もくじ

地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように	1
介護保険のしくみ	介護保険について	2
介護保険料	65歳以上の人の介護保険料	4
サービスの利用のしかた	サービスを利用するため ケアプランの作成 サービスの利用者負担	8 10 12
利用できるサービス	サービスについて 介護予防・日常生活支援総合事業	14 28
事業者一覧		30

※掲載している内容については、今後見直される場合があります。



介護保険について

介護保険制度は砺波市・小矢部市・南砺市(以下「市」という。)で構成する砺波地方介護保険組合が保険者となって運営します。40歳以上の人人が被保険者(加入者)として保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときには、費用の一部を支払ってサービスを利用します。

介護保険加入者(被保険者)

必要なサービスを総合的に利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料(サービスの利用者負担割合分)を支払います。

65歳以上の人(第1号被保険者)

サービスを利用できる人

介護や日常生活の支援が必要と認定された人

(どんな病気やけががもとで介護や支援が必要になったかは、問われません。)



40~64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)

サービスを利用できる人

特定疾病により介護や支援が必要と認定された人

(交通事故やけがなど、特定疾病以外が原因で介護や支援が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません。)



特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。

- がん
(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縫靭帯化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症

- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



介護保険の保険証(介護保険被保険者証)

介護保険の保険証は介護保険の被保険者であることの証明書で、サービスを利用するための情報が記載されています。必ず記載内容を確認し、大切に保管しましょう。

こんなときに使います

要介護(支援)認定の申請
介護や支援が必要となり、要介護(支援)認定の申請をするとき。

ケアプランなどの作成
ケアプランなどの作成依頼を市に届け出るとき。

サービスの利用
サービスを利用するとき。

砺波地方介護保険組合(保険者)

介護保険制度は、みんなが住んでいる市で構成する砺波地方介護保険組合が運営しています。



- 制度の運営
- 要介護(支援)認定の実施
- 保険証の交付
- 負担割合証の交付
- サービスの確保・整備

要介護(支援)認定の申請

要介護(支援)認定、保険証の交付

負担割合証の交付

保険料の納付

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。
[P11へ](#)



- 介護予防事業のマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 虐待防止などの権利擁護事業
- ケアマネジャーへの支援
- 基本チェックリストの実施

サービスの提供

利用料(利用者負担分)の支払

介護報酬の請求
介護報酬の支払

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供していきます。

事業者の指定は6年ごとの更新制です。



- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などがサービスを提供します。

65歳以上の人への介護保険料

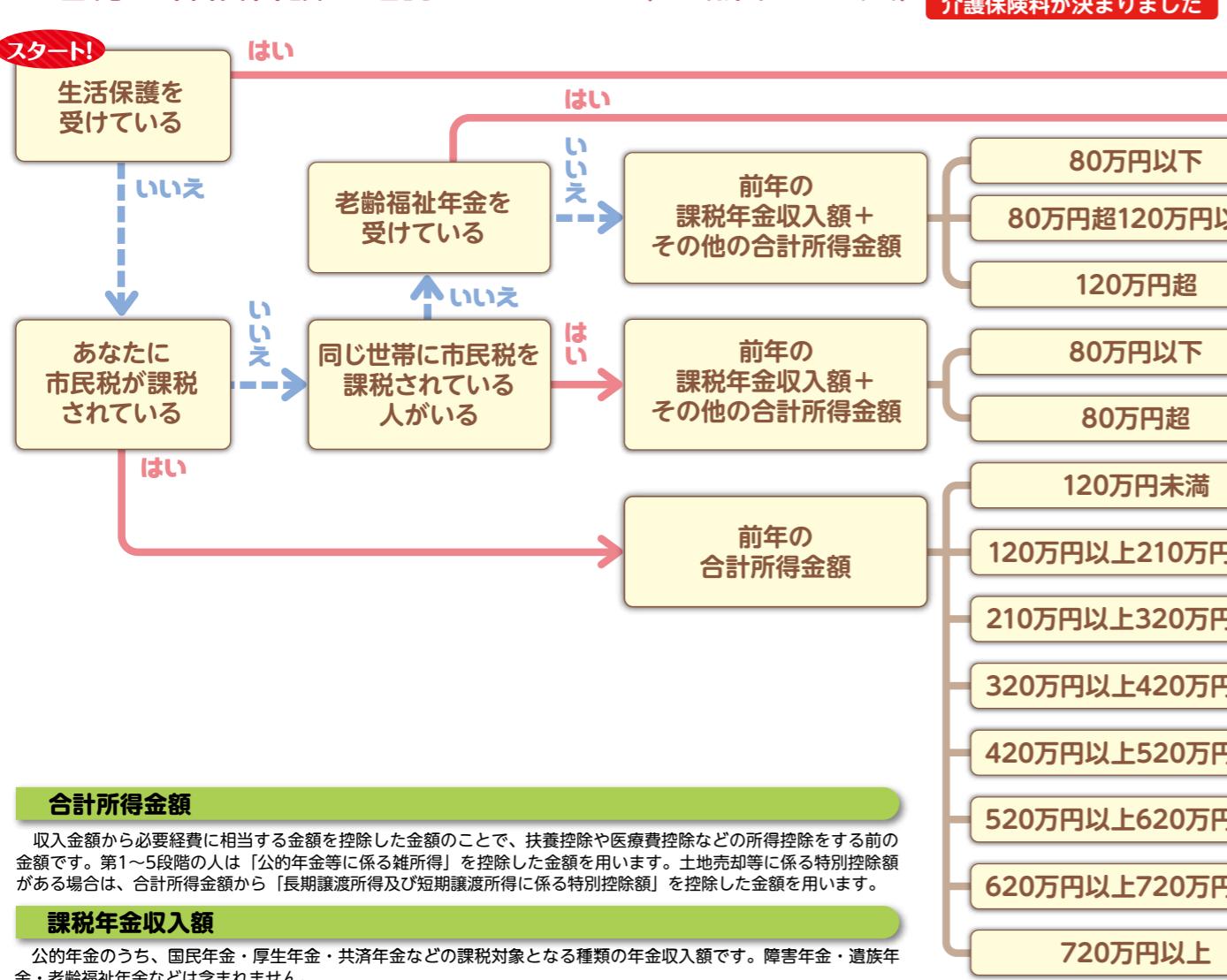
砺波地方介護保険組合の介護保険のサービスに必要な費用と65歳以上の人への数に応じて、保険料の「基準額」が決められます。あなたの保険料を確認してみましょう。

保険料額は所得等に応じて決まります(65歳以上の人)

65歳以上の人への保険料額は、「基準額」をもとに、本人や世帯の前年の課税状況、所得などに応じて決まります。基準額とは、保険料を決める基準になる金額のことです。市区町村ごとに介護保険給付にかかる費用（介護サービスの利用量など）や65歳以上の人数などから算出します。そのため、市区町村ごとに保険料額は異なります。

$$\text{基準額} \quad (\text{年額}) = \frac{\text{砺波地方介護保険組合で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上人の負担分 (23\%)}}{\text{砺波地方介護保険組合の65歳以上的人数}}$$

●自分の保険料額を確認しましょう(65歳以上の人)



65歳になる年度の介護保険料

64歳までの介護保険料は、医療保険の保険料に含めて納めますが、65歳になる月（65歳の誕生日の前日がある月）からは、介護保険料を単独で納めます。

国民健康保険に加入している人は、64歳の介護保険料（4月～65歳になる月の前月分）を、**年度末までの納期に分けて**納めます。そのため「64歳の介護保険料」と「65歳の介護保険料」の納付期間が重なります。ただし、納付期間が重なっているだけで二重に納めているわけではありません。

介護保険料を単独で納め始めるのはいつから？

例	10月1日 生まれ	9月分から 納めます	10月2日 生まれ	10月分から 納めます
---	--------------	---------------	--------------	----------------



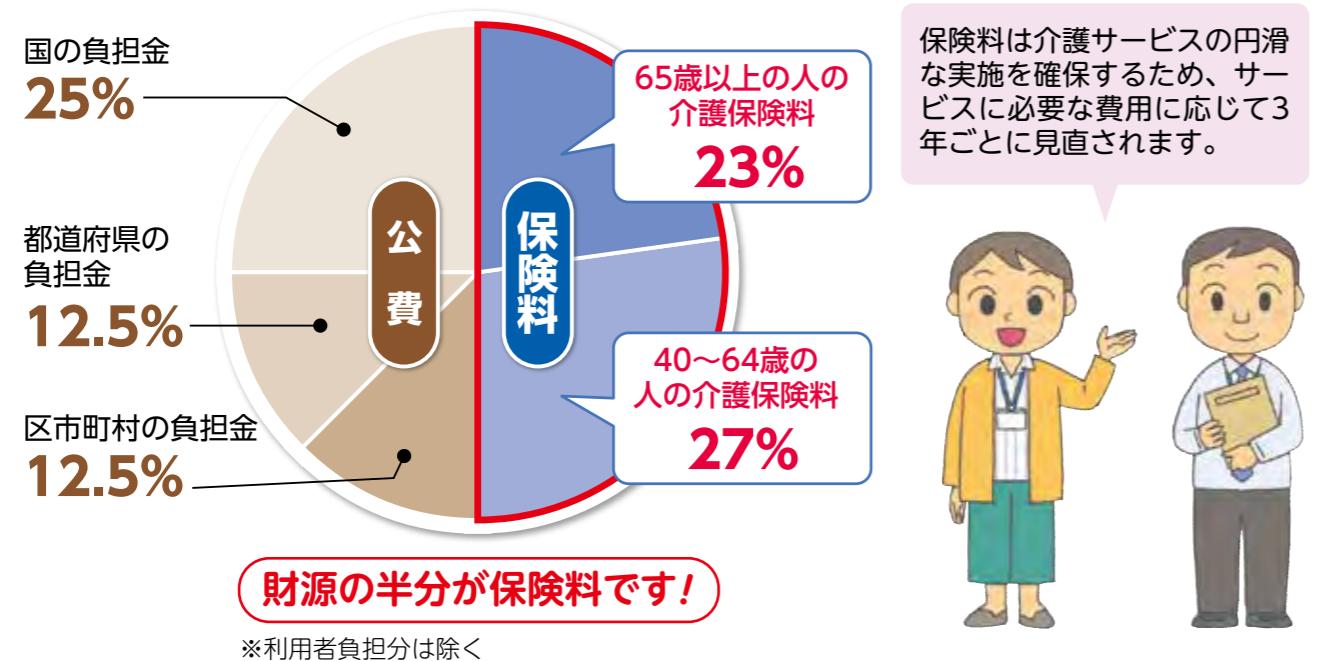
●令和6～8年度の介護保険料

●令和6年4月から、所得段階が13段階に分類されます。

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計額が80万円以下の	0.285	20,900円
第2段階	●世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金の収入額が80万円を超える120万円以下の	0.35	25,700円
第3段階	●世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金の収入額が120万円超の	0.65	47,600円
第4段階	●世帯に市民税課税の人がいるが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金の収入額が80万円以下の	0.9	65,800円
第5段階	●世帯に市民税課税の人がいるが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金の収入額が80万円超の	1.0	73,200円
第6段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の	1.2	87,800円
第7段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の	1.3	95,100円
第8段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の	1.5	109,800円
第9段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の	1.7	124,400円
第10段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の	1.9	139,000円
第11段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の	2.1	153,700円
第12段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の	2.3	168,300円
第13段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の	2.4	175,600円

★第1～3段階の保険料は、公費により軽減されています。

介護保険の財源構成（令和6～8年度）



介護保険料を納めないと

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、次のような措置がとられます。災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納められないときは、減免や納付猶予を受けられる場合があります。困ったときは、お早めに市区町村の担当窓口にご相談ください。

納期限を過ぎると

督促や催告が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。

1年以上
滞納すると

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。

1年6か月以上
滞納すると

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請後も保険給付の一部又は全部が一時的に差し止められ、滞納分の保険料にあてられる場合があります。

2年以上
滞納すると

サービスを利用したときの利用者負担の割合が引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

みなさんが納める保険料は、制度を運営するための大切な財源です。介護が必要になったときに安心して充実したサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

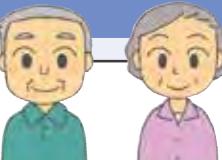
40～64歳の人（第2号被保険者）の介護保険料

40～64歳の人の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決まり、加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。



	国民健康保険に加入している人	職場の医療保険に加入している人
決まり方	保険料は国民健康保険税（料）の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。	医療保険ごとに設定される介護保険料率と給与（標準報酬月額）及び賞与（標準賞与額）に応じて決められます。
納め方	医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。	医療保険料と介護保険料を合わせて、給与及び賞与から徴収されます。 ●40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料



「基準額」をもとに、本人や世帯の前年の課税状況、所得などに応じて決まります。自分の保険料額を確認してみましょう（P4、5を参照）。

65歳の誕生日の「前日」がある月の分から納めます。受給している年金額により、下記の「特別徴収」又は「普通徴収」で納めます。

●納め方は法律で決まっているため、個人で選ぶことはできません。

年金から支払
(特別徴収)

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が **年額18万円以上** の人

年金の定期支払（年6回）の際に、年金の受給額からあらかじめ差し引かれます。

●老齢福祉年金など非課税年金は対象になりません。

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 65歳になった年度
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金（老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金）の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合 など

●特別徴収のイメージ

前年度	本年度						
	2月 (6期)	4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
本徴収		仮徴収					本徴収

年間の介護保険料額は、前年の所得が確定する6月以降に決定されます。そのため前年度から継続して特別徴収の人は、

- ①4・6・8月は前年度2月と同額を納めます（仮徴収）。
- ②10・12・2月は確定した年間保険料額から、すでに納付している仮徴収分を差し引いた額を納期に分けて納めます（本徴収）。

納付書／口座振替
(普通徴収)

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が **年額18万円未満** の人

市区町村から送付される納付書又は口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。



口座振替がおすすめです！

保険料を納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

- 保険料の納付書
 - 預（貯）金通帳
 - 通帳届け出印
- 申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としができなかった場合は、納付書で納めます。

サービスを利用するためには

介護や支援が必要と思ったら、地域包括支援センターや市の担当窓口に相談しましょう。

1 相談します

地域包括支援センターや市の担当窓口で、利用したいサービスなどについて相談します。

**介護サービス、
介護予防サービス
を利用したい人**



**介護予防・
生活支援サービス
事業**

(介護予防・日常生活支援総合事業)
を利用したい人

2 申請します

介護サービス、介護予防サービスを利用したい人は、市の担当窓口に申請します。



※申請は本人や家族などのほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証（65歳以上の人の場合）
- 医療保険の保険証

※このほかに、原則として本人や代理人の身元確認の書類及びマイナンバー確認の書類などが必要です。

3 基本チェックリストを 受けます

地域包括支援センターや市の担当窓口で、心身や日常生活の状態など（生活機能）を調べる基本チェックリストを受けます。生活機能の低下がみられた場合は、介護予防・生活支援サービス事業対象者（事業対象者）となります。

生活機能とは？

人が生きていくための機能全体のこと、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。できるだけ生活機能を低下させないことが介護予防につながります。



認定結果の有効期間と更新手続

認定の有効期間は、原則として新規6か月、更新12か月（月の末日までの期間+有効期間）です。更新については、有効期間満了前に更新手続が必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

●交通事故等（第三者行為）による サービスの利用について

交通事故など、第三者行為が原因で介護保険のサービスを利用することになった場合、費用を介護保険が一時的に立て替え、後で加害者に請求します。ただし、示談が成立すると示談の内容が優先されてしまいますので、示談の前に必ず砺波地方介護保険組合にご連絡ください。

3 認定調査を受けます

砺波地方介護保険組合の職員などに自宅を訪問してもらい、心身の状態について調査を受けます。調査結果はコンピュータで判定（一次判定）され、さらに主治医意見書とともに介護認定審査会で審査・判定（二次判定）されます。

主治医 意見書

生活機能の低下の原因になった病気やけが、治療内容、心身の状態などについて、主治医に記載してもらった書類です。

介護認定 審査会

砺波地方介護保険組合が任命する保健、医療、福祉の学識経験者5人程度で行われる会議です。申請した人の介護の必要性について、いろいろな面から審査します。



4 認定結果が届きます

認定結果は、原則として申請から30日以内に砺波地方介護保険組合から送られてきます。

要支援 1・2

介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業を利用することで生活機能が改善する可能性の高い人

P10へ

要介護 1～5

介護サービスを利用することで生活機能の維持や改善を図ることが適切な人
※介護予防・生活支援サービス事業を利用できる場合があります。

P10へ

非該当

要介護や要支援に認定されなかった人
※基本チェックリストを受けて、生活機能の低下が見られた場合は「事業対象者」として介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

P10へ

認定結果に納得できないときは？

要介護認定の結果などに疑問や不服がある場合は、まずは砺波地方介護保険組合又は市の担当窓口で相談しましょう。その上で納得できない場合には、3か月以内に県に設置されている「介護保険審査会」に審査請求できます。

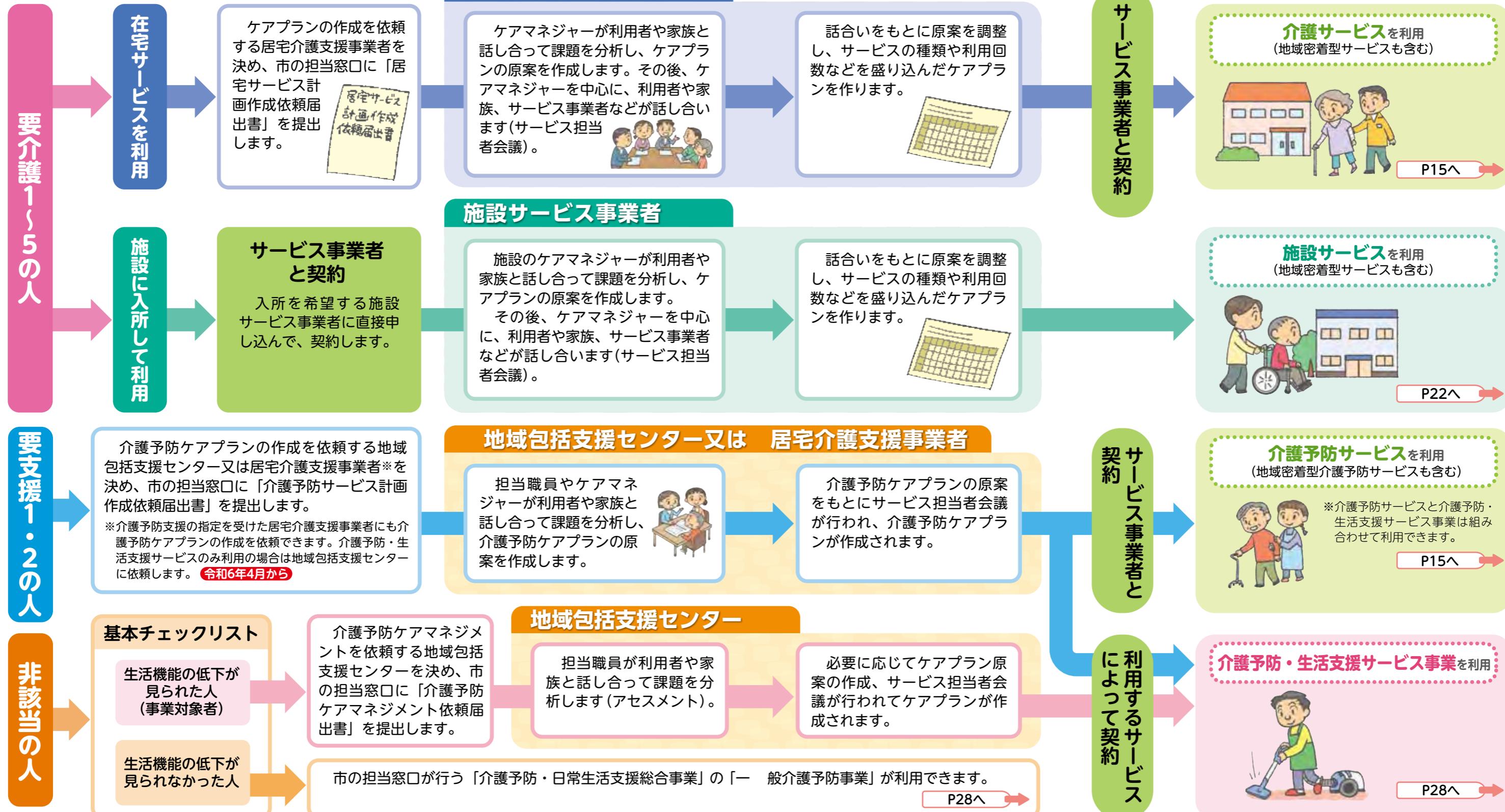
ケアプランの作成

介護保険サービスの利用には、ケアプランの作成が必要です。なお、ケアプランは利用者の状況に合わせて隨時見直しができます。

※40~64歳の人は、要支援1・2のみ介護予防・生活支援サービス事業の利用ができます。

※事業対象者になった後でも、要介護認定の申請ができます。

※ケアプランの作成に利用者負担はありません。



●基本チェックリストによる確認は、地域包括支援センターや市の担当窓口で行っています。

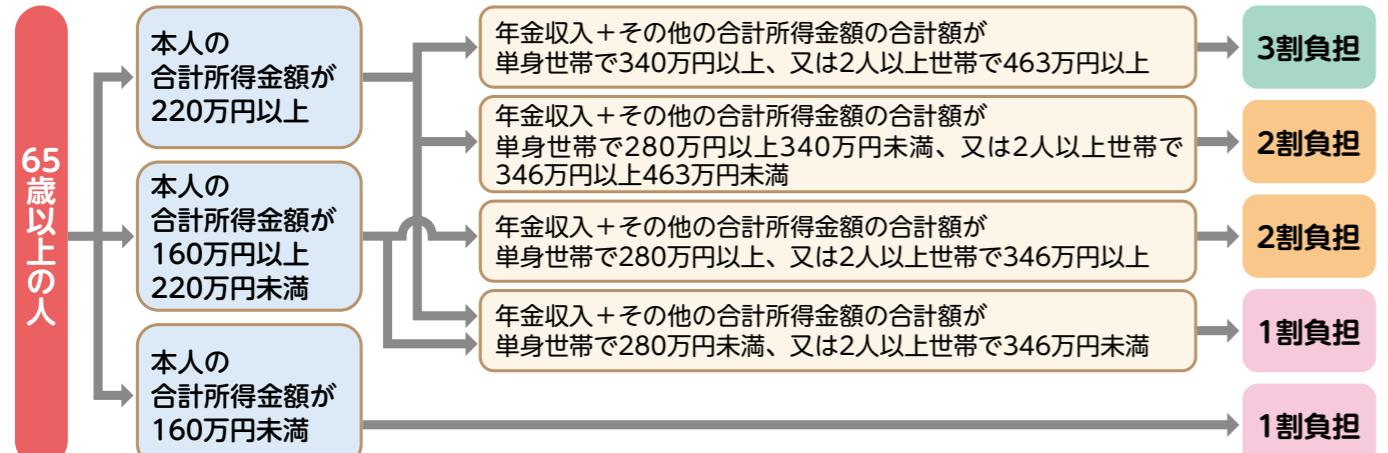
サービスの利用者負担

利用者はケアプランに基づいてサービスを利用し、実際にかかるサービス費用の一部を支払います。

利用者負担の割合

介護保険のサービスを利用したときの利用者負担の割合は、原則としてサービスにかかった費用の1割、2割、又は3割です。

利用者負担の割合



※第2号被保険者（40～64歳の人）、市区町村民税非課税の人、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のこと、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。



介護保険負担割合証

要介護・要支援認定者や事業対象者には、利用者負担の割合が記載されている「介護保険負担割合証」が交付されます。サービスを利用するときに、介護保険の保険証と一緒に提示してください。

支給限度額

主な在宅サービスなどでは、介護保険からの給付に支給限度額が決められています。限度額内でサービスを利用することは、利用者負担の割合分を負担しますが、限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担となります。

要介護1の人が、20万円のサービスを利用した場合 (1割負担の場合)



主な在宅サービスなどの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の金額は標準地域の場合です(介護保険が負担する分も含んだ額です)。

※事業対象者は、原則として要支援1の限度額が設定されます。

利用者負担の軽減について

●介護（介護予防）サービスの利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担（利用者負担の割合についてはP12参照）の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計額）が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として、後から支給されます。ただし、支給限度額を超えた利用者負担分などについては対象となりません。



利用者負担の上限（1か月）

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
●年収約1,160万円以上	140,100円
●年収約770万円以上約1,160万円未満	93,000円
●年収約383万円以上約770万円未満	44,400円
●一般	44,400円
●世帯全員が住民税非課税	24,600円
●合計所得金額※及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(個人) 15,000円

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のこと、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

■市の担当窓口に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費（介護保険）、高額療養費（医療保険）を適用した後の年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して、定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（8月～翌年7月の算定期）

所得区分	70歳未満の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が、適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。

●支給対象となる人は、医療保険の窓口へ申請が必要です。

サービスについて

介護保険のサービスにはいろいろな種類があります。

必要なときに必要なサービスを利用しましょう。

●利用者の負担は、原則として「サービス費用の目安」の1割、2割、又は3割※です。

サービスによっては、食費や居住費等、日常生活費などの負担、そのほかサービス内容や地域による加算などがあります。

※利用者負担の割合については、P12を参照してください。

●訪問介護、通所介護、短期入所生活介護は「共生型サービス」の対象です。また、それ以外のサービスや障害福祉制度と介護保険の両方の基準を満たしているものも「共生型サービス」といいます。

令和6年4月から サービス費用の目安が変わりました。ただし、訪問リハビリテーション、訪問看護、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導は令和6年6月から変わります。

- …在宅サービス
- ◆…施設サービス
- ★…地域密着型サービス

P15~21

P22・23

P25~27

こんなときは…

こんなサービスがあります！

自宅での家事や介護の手助けがほしいときは？

- 訪問介護／訪問型サービス P15
- 訪問入浴介護 P16
- ★夜間対応型訪問介護 P27

自宅でリハビリや医療チェックをしてほしいときは？

- 訪問リハビリテーション P16
- 訪問看護 P16
- 居宅療養管理指導 P19

寝たきりでも自宅で入浴したいときは？

- 訪問入浴介護 P16

外に出て介護やリハビリを受けたり、みんなと交流したいときは？

- 通所介護／通所型サービス P17
- 通所リハビリテーション P17
- ★地域密着型通所介護 P25
- ★認知症対応型通所介護 P25

家族の介護の手を休ませたいときなどは？

- 通所介護／通所型サービス P17
- 通所リハビリテーション P17
- 短期入所生活介護 P18
- 短期入所療養介護 P18
- ★地域密着型通所介護 P25
- ★認知症対応型通所介護 P25

夜間に介護をしてほしいときは？

- ★夜間対応型訪問介護 P27
- ★定期巡回・随時対応型訪問介護看護 P27

老人ホームなどでサービスを受けたいときは？

- 特定施設入居者生活介護 P19
- ★地域密着型特定施設入居者生活介護 P27



家庭での介護環境を整えたいときは？

- 福祉用具貸与 P20
- 特定福祉用具販売 P20
- 住宅改修費支給 P21

介護保険が適用される施設へ入所したいときは？

- ◆介護老人福祉施設 P22
- ◆介護老人保健施設 P22
- ◆介護医療院 P23
- ★地域密着型介護老人福祉施設 P26

状況に応じて利用するサービスを選びたいときは？

- ★小規模多機能型居宅介護 P26
- ★看護小規模多機能型居宅介護 P26
- ★認知症対応型共同生活介護 P25
- ★認知症対応型通所介護 P25

認知症に対応したサービスを受けたいときは？

在宅サービス

自宅などで生活しながら利用できるサービスです。

●訪問を受けて利用するサービス

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーなどに訪問してもらい、入浴・排せつ・食事の世話などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を受けます。なお、ペットの世話や留守番、預貯金の管理など、日常生活上の家事の範囲を超えるものは対象となりません。



要介護1~5の人 訪問介護

内 容	利 用 時 間 な ど	サ ー ビ ス 費 用 の 目 安
身体介護が中心	30分以上1時間未満の場合	3,870円
生活援助が中心	45分以上の場合	2,200円
通院時の乗車・降車等介助	1回につき	970円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも、介護保険のサービスを利用できます。

訪問型サービス（介護予防・生活支援サービス事業）

要支援1・2の人 介護予防・生活支援サービス事業対象者 P29へ

ホームヘルパーやボランティアなどが居宅を訪問し、利用者が自力では困難な行為について、サービスを提供します。

※介護予防訪問介護に相当するサービスのほか、民間企業や地域住民やNPOなどによる多様なサービスも利用できます。

利用できるサービス

●介護職員などに訪問してもらい入浴するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、サービス事業者が持参した浴槽で入浴介護を受けます。看護職員による検温や血圧などのチェックも行われます。

要支援1・2の人 介護予防訪問入浴介護

要介護1～5の人 訪問入浴介護

	要介護度	サービス費用の目安
1回につき	要支援 1・2	8,560円
	要介護 1～5	12,660円



●自宅での生活を続けるためのリハビリテーション

訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受けます。

要支援1・2の人 介護予防訪問リハビリテーション

要介護1～5の人 訪問リハビリテーション

	要介護度	サービス費用の目安
1回（20分以上）につき	要支援 1・2	3,070円（2,980円）
	要介護 1～5	3,070円（3,080円）



●看護師などに訪問してもらい療養上のケアを受けるサービス

訪問看護

医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けます。

要支援1・2の人 介護予防訪問看護

訪問看護の時間	サービス費用の目安 〈訪問看護ステーションから訪問の場合〉	サービス費用の目安 〈病院・診療所から訪問の場合〉
20分未満の場合	3,020円（3,030円）	2,550円（2,560円）
30分未満の場合	4,500円（4,510円）	3,810円（3,820円）



() は令和6年6月からの額

要介護1～5の人 訪問看護

訪問看護の時間	サービス費用の目安 〈訪問看護ステーションから訪問の場合〉	サービス費用の目安 〈病院・診療所から訪問の場合〉
20分未満の場合	3,130円（3,140円）	2,650円（2,660円）
30分未満の場合	4,700円（4,710円）	3,980円（3,990円）

() は令和6年6月からの額

※がん末期や難病の人、人工呼吸器を使用している場合、急性増悪などによって主治医の指示があった場合、精神科訪問看護の場合は、医療保険による訪問看護が行われます。

●通所して利用するサービス

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用できます。

要介護1～5の人 通所介護

〈通常規模の事業所の場合〉

内 容	要介護度	サービス費用の目安
8時間以上9時間未満 の場合 〈送迎を含む〉	要介護 1	6,690円
	要介護 2	7,910円
	要介護 3	9,150円
	要介護 4	10,410円
	要介護 5	11,680円



※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも、介護保険のサービスを利用できます。

通所型サービス（介護予防・生活支援サービス事業）

要支援1・2の人

介護予防・生活支援サービス事業対象者

P29へ

通所介護施設などで、食事や入浴などの日常生活上の支援のほか、住民主体の支援や保健・医療の専門職による短期集中的に行われるプログラムなど、多様なサービスを行います。

※介護予防通所介護に相当するサービスのほか、民間企業や地域住民やNPOなどによる多様なサービスも利用できます。

通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを受けます。



要支援1・2の人 介護予防通所リハビリテーション

共通的サービス	要介護度	サービス費用の目安
1か月につき 〈送迎、入浴を含む〉	要支援 1	20,530円（22,680円）
	要支援 2	39,990円（42,280円）

介護予防通所リハビリテーションでは共通的サービスとともに、利用者の目標に応じた「運動器機能向上（令和6年5月まで）」「栄養改善」「口腔機能の向上」といった選択的サービスを利用できます。

要介護1～5の人 通所リハビリテーション

内 容	要介護度	サービス費用の目安
7時間以上8時間未満 の場合 〈送迎を含む〉	要介護 1	7,570円（7,620円）
	要介護 2	8,970円（9,030円）
	要介護 3	10,390円（10,460円）
	要介護 4	12,060円（12,150円）
	要介護 5	13,690円（13,790円）

() は令和6年6月からの額

利用できるサービス

●短期間施設に入所して利用するサービス

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

要支援1・2の人 介護予防短期入所生活介護

要介護1～5の人 短期入所生活介護

介護老人福祉施設
〔併設型・多床室〕を利用の場合

1日につき	要介護度	サービス費用の目安
	要支援1	4,510円
	要支援2	5,610円
	要介護1	6,030円
	要介護2	6,720円
	要介護3	7,450円
	要介護4	8,150円
	要介護5	8,840円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。

要支援1・2の人 介護予防短期入所療養介護

要介護1～5の人 短期入所療養介護

介護老人保健施設
〔多床室〕を利用の場合

1日につき	要介護度	サービス費用の目安
	要支援1	6,130円
	要支援2	7,740円
	要介護1	8,300円
	要介護2	8,800円
	要介護3	9,440円
	要介護4	9,970円
	要介護5	10,520円

ショートステイを利用するときの注意点

ショートステイは、あくまでも在宅生活を継続していくためのサービスです。利用する際は、以下の点に注意しましょう。

- 連続した利用が30日を超えた場合、31日目以降は全額自己負担となります。
- 連続して30日を超えない日数であっても、ショートステイの利用日数は認定の有効期間のおおむね半分を超えないことを目安としています。



●有料老人ホームなどに入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している要支援、要介護の人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

要支援1・2の人 介護予防特定施設入居者生活介護

要介護1～5の人 特定施設入居者生活介護

要介護度	サービス費用の目安
要支援1	1,830円
要支援2	3,130円
要介護1	5,420円
要介護2	6,090円
要介護3	6,790円
要介護4	7,440円
要介護5	8,130円

住所地特例が適用されます

地域密着型特定施設以外の特定施設に入居した場合、住所地特例が適用されます。他市区町村にある施設を利用してても、住所変更前の市区町村に保険料を納め、保険給付を受けられます。

●居宅で療養上の管理、助言を受けられるサービス

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



要支援1・2の人 介護予防居宅療養管理指導

要介護1～5の人 居宅療養管理指導

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

内 容	利用限度回数	サービス費用の目安(1回につき)
医師が行う場合	1か月に2回	5,140円(5,150円)
歯科医師が行う場合	1か月に2回	5,160円(5,170円)
医療機関の薬剤師が行う場合	1か月に2回	5,650円(5,660円)
薬局の薬剤師が行う場合	1か月に4回	5,170円(5,180円)
管理栄養士が行う場合 (居宅療養管理指導事業所の管理栄養士の場合)	1か月に2回	5,440円(5,450円)
歯科衛生士等が行う場合	1か月に4回	3,610円(3,620円)

()は令和6年6月からの額

利用できるサービス

●福祉用具をレンタル（貸与）するサービス

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

要支援1・2の人 介護予防福祉用具貸与

要介護1～5の人 福祉用具貸与



対象となる 福祉用具

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いす（車いす付属品を含む）	×	○	○
特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）	×	○	○
床ずれ防止用具	×	○	○
体位変換器	×	○	○
手すり（工事をともなわないもの）	○	○	○
スロープ（工事をともなわないもの）◆	○	○	○
歩行器◆	○	○	○
歩行補助つえ◆	○	○	○
認知症老人徘徊感知機器	×	○	○
移動用リフト（つり具を除く）	×	○	○
自動排泄処理装置	△*	△*	○

◆印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）と多点杖は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。購入を選択した場合は、特定福祉用具販売の扱いとなります。 **令和6年4月から**

サービス費用の目安

レンタル費用（用具の機種や事業者などによって異なります。）の1割、2割、又は3割を負担します。

●福祉用具の購入費が支給されるサービス

特定福祉用具販売

申請が必要です

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。

要支援1・2の人 特定介護予防福祉用具販売

要介護1～5の人 福祉用具販売

対象となる 福祉用具	●腰掛便座	●入浴補助用具	●自動排泄処理装置の交換可能部品
	●簡易浴槽	●移動用リフトのつり具	●排泄予測支援機器

※福祉用具貸与の対象用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）と多点杖は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受け、利用者の意思決定で購入して利用することができます。

福祉用具購入費の支給について ★都道府県などの指定を受けた事業者から購入した場合のみ支給されます。

いったん購入費全額を利用者が支払い、後日申請により、同年度で10万円を上限（ただし、利用者負担分の1割、2割、又は3割は差し引かれます。）として、購入費が支給されます。

●環境改善のための住宅改修を行ったときに改修費が支給されるサービス

住宅改修費支給

事前の申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。

要支援1・2の人 介護予防住宅改修費支給

要介護1～5の人 住宅改修費支給

住宅改修できる対象

- 滑りの防止・移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更
- 手すりの取付け
- 段差の解消
- 引き戸などへの扉の取替え
- 洋式便器などへの便器の取替え

※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。



住宅改修費の支給について ★事前に申請がない場合は、住宅改修費は支給されません。

いったん改修費全額を利用者が支払い、後日20万円を上限（ただし、利用者負担分の1割、2割、又は3割は差し引かれます。）に改修費が支給されます。

利用手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談

施工事業者の選択・見積り依頼

市へ **事前に申請**／市の確認・承認

工事の実施・完了／支払

市へ領収証などを提出

住宅改修費の支給

着工前に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーなどに作成を依頼します。
- 工事費見積書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用など詳細が適切に区分してあるもの。
- 改修前の日付入りの写真
必ず、工事前の写真を撮影しておいてください。
- 図面（平面図・見取り図）
- 住宅の所有者の承諾書
※被保険者と住宅の所有者が異なる場合

完成後に必要な書類

- 住宅改修完成届出書
- 住宅改修に要した費用の領収証と内訳書
- 改修後の日付入りの写真
- 委任状
※被保険者以外に振り込む場合

施設サービス

次の介護保険施設に入所して利用するサービスです。要支援1・2の人は利用できません。施設を利用したサービスは、サービス費用のほかに、食費、居住費などが利用者負担となります。詳しくは、P24をご覧ください。

●生活全般の介護が必要な人が利用する施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。



要介護1～5の人 介護老人福祉施設

サービス費用の目安（1日につき）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1*	5,890円	5,890円	6,700円
要介護 2*	6,590円	6,590円	7,400円
要介護 3	7,320円	7,320円	8,150円
要介護 4	8,020円	8,020円	8,860円
要介護 5	8,710円	8,710円	9,550円

*新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

●在宅復帰を目指す人が利用する施設

介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護が受けられる施設です。



要介護1～5の人 介護老人保健施設

サービス費用の目安（1日につき）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	7,170円	7,930円	8,020円
要介護 2	7,630円	8,430円	8,480円
要介護 3	8,280円	9,080円	9,130円
要介護 4	8,830円	9,610円	9,680円
要介護 5	9,320円	10,120円	10,180円

●長期療養と介護を一体的に受けられる施設

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。介護療養型医療施設の転換施設です。

要介護1～5の人 介護医療院

サービス費用の目安（1日につき）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	7,210円	8,330円	8,500円
要介護 2	8,320円	9,430円	9,600円
要介護 3	10,700円	11,820円	11,990円
要介護 4	11,720円	12,830円	13,000円
要介護 5	12,630円	13,750円	13,920円



- 従来型個室……ユニットを構成しない個室
- 多床室……ユニットを構成しない相部屋
- ユニット型個室……ユニットを構成する個室
- ユニット型個室的多床室……ユニットを構成し、壁と天井の間にすき間がある部屋

- ・個室……壁が天井まであり、完全に仕切られている個室
- ・ユニット……少數の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室により一体的に構成されているもの

■介護施設ではない高齢者施設（介護保険の対象外）

高齢者の暮らしを支える施設には、介護保険施設以外にも、民間が運営するものなど様々な施設があります。「特定施設」の指定を受けている施設では、介護保険の「特定施設入居者生活介護（P19、27）」を利用できます。

有料老人ホーム

日常生活に必要な食事や入浴の提供、洗濯や掃除などの家事など、様々なサービスを提供する民間の施設です。入居やサービスなどにかかる費用は、原則として全て自己負担ですが、入居条件や費用面を含め、施設での生活様式やサービスの質などのバリエーションが多いのが特徴です。

介護付	介護が必要な人が対象で、介護保険によるサービスが受けられる「特定施設」の指定を受けており、介護スタッフも施設に常駐しています。
住宅型	介護が必要な人と、今は介護が不要な人の両方を対象とした施設で、介護が必要な人は、外部の事業者から介護サービスを受けられます。
健康型	自立している人が対象で、生活を楽しむための施設が充実しています。介護が必要になった場合は、退去しなければなりません。

ケアハウス（軽費老人ホーム）

家庭での日常生活に近い環境で、生活支援サービスなどを受けながら生活できる施設です。自治体の助成を受けて運営されるため、比較的低額な利用料で入居できます。

入居対象 家庭環境や経済状況などの理由で、在宅生活が困難な60歳以上の人

サービス付き高齢者向け住宅

介護と医療が連携しながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていくサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。安否確認と生活相談サービスを提供することが義務付けられています。

入居対象 原則として、60歳以上の単身者若しくは夫婦のみの世帯

*比較的元気な高齢者向けの住宅で、自力で身の回りの世話をできる高齢者が対象です。独自の入居条件を設定している施設もあります。

施設を利用したサービスの費用

施設を利用したサービスの場合、サービス費用の1割、2割、又は3割、居住費等、食費、日常生活費が利用者の負担となります。



基準費用額

居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

■居住費等・食費の基準費用額（1日につき）

令和6年8月から 居住費の基準費用額が変わります。【】内は令和6年8月からの金額です。

居住費等					食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室		
2,006円 [2,066円]	1,668円 [1,728円]	1,668円(1,171円) [1,728円(1,231円)]	377円(855円) [437円(915円)]	1,445円	

（ ）内は、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護の場合

居住費等・食費が軽減される場合があります

低所得の人が経済的理由で介護保険施設が利用できないことがないよう、申請して認められた場合は、居住費等・食費は負担限度額までの負担となります。超えた分は、基準費用額を上限とした差額が介護保険の「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。軽減を受けるには毎年申請して認定を受ける必要があります。

■負担限度額（1日につき） 令和6年8月から 居住費の負担限度額が変わります。【】内は令和6年8月からの金額です。

利用者負担段階	居住費等	食費					
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室		
第1段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	820円 [880円]	490円 [550円]	490円 (320円) [550円 (380円)]	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額※+課税年金収入額+非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が80万円以下の人	820円 [880円]	490円 [550円]	490円 (420円) [550円 (480円)]	370円 [430円]	390円	600円
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額※+課税年金収入額+非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円 [1,370円]	1,310円 [1,370円]	1,310円 (820円) [1,370円 (880円)]	370円 [430円]	650円	1,000円
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額※+課税年金収入額+非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が120万円超の人	1,310円 [1,370円]	1,310円 [1,370円]	1,310円 (820円) [1,370円 (880円)]	370円 [430円]	1,360円	1,300円

（ ）内は、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護の場合

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のこと。扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。この金額から、公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

上の表に当たっても次のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金などが以下の場合

- ・第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階：預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階①：預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階②：預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが利用できます。原則として住んでいる市のサービスのみ利用できます。

●認知症の人が共同生活しながら利用できるサービス

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）



認知症の人が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。

要支援2の人

介護予防認知症対応型共同生活介護

※要支援1の人は利用できません。

要介護1～5の人

認知症対応型共同生活介護

〈ユニット数2の場合〉

要介護度	サービス費用の目安
要支援2	7,490円
要介護1	7,530円
要介護2	7,880円
要介護3	8,120円
要介護4	8,280円
要介護5	8,450円

※30日以内の短期利用もできる場合があります。

●日中通所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられるサービス

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。

要介護1～5の人

地域密着型通所介護

認知症対応型通所介護

認知症の人を対象にした通所介護。認知症対応型通所介護事業所などで、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

要支援1・2の人

介護予防認知症対応型通所介護

要介護1～5の人

認知症対応型通所介護

〈単独型を利用する場合〉

内容	要介護度	サービス費用の目安
8時間以上9時間未満の場合	要介護1	7,830円
	要介護2	9,250円
	要介護3	10,720円
	要介護4	12,200円
	要介護5	13,650円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも、介護保険のサービスを利用できます。

内容	要介護度	サービス費用の目安
8時間以上9時間未満の場合	要支援1	8,880円
	要支援2	9,910円
	要介護1	10,260円
	要介護2	11,370円
	要介護3	12,480円

利用できるサービス

- 通所、訪問、短期宿泊を組み合わせた多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。

要支援1・2の人

介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護1～5の人

小規模多機能型居宅介護



要介護度	サービス費用の目安
要支援 1	34,500円
要支援 2	69,720円
要介護 1	104,580円
要介護 2	153,700円
要介護 3	223,590円
要介護 4	246,770円
要介護 5	272,090円

※緊急時などに短期利用ができる場合があります。

小規模な介護老人福祉施設

地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

要介護1～5の人

地域密着型介護老人福祉
施設入所者生活介護

（多床室を利用する場合）

要介護度	サービス費用の目安
要介護 1*	6,000円
要介護 2*	6,710円
要介護 3	7,450円
要介護 4	8,170円
要介護 5	8,870円

※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

- 24時間対応の訪問介護と訪問看護のサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携をとって、1日に複数回の「短時間の定期訪問」と、通報などによる「随時の対応」を24時間対応で行うサービスです。

要介護1～5の人 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

（一体型（訪問介護・訪問看護を同じ事業者で一体的に提供）を利用する場合）

要介護度	サービス費用の目安 (訪問看護を利用しない場合)	サービス費用の目安 (訪問看護を利用する場合)
要介護 1	54,460円	79,460円
要介護 2	97,200円	124,130円
要介護 3	161,400円	189,480円
要介護 4	204,170円	233,580円
要介護 5	246,920円	282,980円

小規模な介護専用型特定施設でのサービス

地域密着型特定施設 入居者生活介護

特定施設（指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームなど）のうち、定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

要介護1～5の人 地域密着型特定施設
入居者生活介護

複合型のサービス

看護小規模多機能型 居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。介護と医療それぞれのサービスが必要な人がサービスを受けられます。

要介護1～5の人 看護小規模多機能型
居宅介護

要介護度	サービス費用の目安
要介護 1	124,470円
要介護 2	174,150円
要介護 3	244,810円
要介護 4	277,660円
要介護 5	314,080円

※緊急時などに短期利用ができる場合があります。



夜間の訪問介護サービス

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、定期巡回や通報システムによるオペレーションセンターによる夜間専用の訪問介護を受けられます。

要介護1～5の人 夜間対応型訪問介護

（オペレーションセンターを設置している場合）

内 容	サービス費用の目安
基本夜間対応型訪問介護費	9,890円／月
定期巡回サービス費	3,720円／回
随時訪問サービス費（I）	5,670円／回

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、市が行う介護予防の取組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つがあり、サービス事業者のか、民間企業、ボランティア、住民主体による介護予防のサービスを利用できます。



介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

対象者

- 要支援1・2の人

- 介護予防・生活支援サービス事業対象者

(基本チェックリストを受けて、生活機能の低下が見られた人)

- ※40~64歳の人は、基本チェックリストの判定による介護予防・生活支援サービス事業の利用はできないため、要介護認定の申請をして要支援1・2の認定を受ける必要があります。
- ※介護予防・生活支援サービス事業対象者になった後でも、要介護認定の申請をすることができます。
- ※要介護1~5の認定を受けて介護サービスを利用する以前から、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを利用していた人は、要介護認定後も引き続き利用できる場合があります。

一般介護予防事業

対象者

- 65歳以上の全ての人



※一般介護予防事業のみを利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス

(1)訪問型現行相当サービス（現行の訪問介護と同様）

◆利用者負担の目安（月単位の定額）

■一般的な利用時間
(1回45分~60分程度の身体介護と生活援助)

◎週1回程度の利用 1,176円
(1か月)

◎週2回程度の利用 2,349円
(1か月)

◎週2回を超える程度の利用 3,727円
(1か月)

(2)訪問型サービスA

◆利用者負担の目安

■一般的な利用時間
(1回45分~60分程度の生活援助など)

事業対象者 要支援1・2／203円／回

(3)民間企業・ボランティアなどによる多様なサービス

- 掃除・洗濯・ゴミ出しや布団干しなどの生活援助など
- 保健師などの専門職による相談・指導などの短期集中予防サービス
- 通所型サービスの送迎など、移動支援や移送前後の生活支援など

● その他の生活支援サービス

- 配食（栄養改善を目的としたものや、一人暮らし高齢者に対する見守りを含むもの）
- 住民ボランティアなどによる定期的な訪問による見守りと緊急時の対応
- その他自立支援に役立つ生活支援（訪問型サービス・通所型サービスと一緒に提供されるもの）



一般介護予防事業

●介護予防把握事業

閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握し、介護予防活動への参加につなげます。

●介護予防普及啓発事業

介護予防に関するパンフレット配布や講座・講演会を開催し、介護予防活動の重要性を周知します。

●地域介護予防活動支援事業

地域住民主体で行う介護予防活動の支援などを行います。

●地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取組を機能強化するため、地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職などが参加します。

※利用者の負担額は、あくまで目安です。

②通所型サービス

(1)通所型現行相当サービス（現行の通所介護と同様）

◆利用者負担の目安（月単位の定額）

■一般的な利用時間
(1日3~9時間の生活・身体機能向上の機能訓練など)

1か月につき

事業対象者 要支援1／1,798円
事業対象者 要支援2／3,621円

(2)通所型サービスA

◆利用者負担の目安

■一般的な利用時間（送迎・入浴を含む）
(1日5~9時間、半日3~5時間未満のミニデイ・運動・レクリエーションなど)

事業対象者 要支援1・2／1日 402円／回
事業対象者 要支援1・2／半日 302円／回

居宅介護支援事業者一覧

令和6年4月1日現在

名 称	電話番号	所 在 地
あかり苑居宅介護支援センター	0763-33-0808	砺波市寿町2-38
居宅介護支援事業所ことほぎ	0763-33-3331	砺波市杉木5丁目5 サンライズマンション101
居宅介護支援事業所愛ぷら	0763-33-7077	砺波市太郎丸180-1
ケアポート庄川居宅介護支援事業所	0763-82-6861	砺波市庄川町金屋字岩黒38-1
市立砺波総合病院居宅介護支援事業所	0763-32-7038	砺波市新富町1-61 (市立砺波総合病院内)
宗教法人善福寺「聚楽」居宅介護支援事業所	0763-32-1882	砺波市東中171
砺波市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	0763-32-7297	砺波市苗加824-1
砺波市役所居宅介護支援事業所	0763-33-1338	砺波市栄町7-3
砺波市やなせ苑在宅介護支援センター	0763-32-3943	砺波市柳瀬3
となみ野はるかぜ「でまち」居宅介護支援事業所	0763-58-5911	砺波市新又26
となみ三輪病院居宅介護支援事業所	0763-37-2511	砺波市頼成605
ニチイケアセンター砺波	0763-34-7261	砺波市太郎丸1丁目8-12
北陸メディカルサービス(株) となみ営業所	0763-34-7250	砺波市中央町4-1
小 計	13	

小矢部市社会福祉協議会「居宅介護支援事業所」	0766-67-8614	小矢部市鷺島15
太田病院居宅介護支援事業所	0766-67-6331	小矢部市新富町3-11
おやべケアプランセンター	0766-75-8539	小矢部市石動町1-32
介護サポート結	0766-69-7009	小矢部市内山2946
きらめき居宅介護支援事業所	0766-67-5158	小矢部市埴生2839-9
サニーケアプランセンター	080-4252-4568	小矢部市島440-2
JAIなば福祉支援センター	0766-61-3737	小矢部市水島680
清楽園在宅介護支援センター	0766-68-3151	小矢部市法楽寺1800-1
にしの介護支援事業所	0766-67-5310	小矢部市本町3-33
ピスケット居宅介護支援事業所	0766-68-0266	小矢部市芹川3888
ほっとはうす千羽居宅介護支援事業所	0766-61-2331	小矢部市浅地121
ゆうゆうハウス居宅介護支援事業所	0766-67-8008	小矢部市島322

居宅介護支援事業者一覧

令和6年4月1日現在

名 称	電話番号	所 在 地
小 矢 部 わくわく小矢部居宅介護支援事業所	0766-53-5780	小矢部市新富町4-1
小 計	13	
うらら居宅介護支援事業所	0763-62-8113	南砺市理休270
きらら居宅介護支援事業所	0763-62-0483	南砺市理休247-1
となみケアサービス	0763-62-3777	南砺市野口191-1
居宅介護支援事業所さくら	0763-55-6401	南砺市城端2615-22
南砺市五箇山在宅介護支援センター	0763-66-2808	南砺市下梨2271
いなみ居宅介護支援事業所	0763-82-7045	南砺市井波1310-1
南砺市井波在宅介護支援センター	0763-82-7773	南砺市井波938
居宅介護支援事業所ねこのて	0763-82-5988	南砺市北市255-3
旅川居宅介護支援事業所	0763-22-7765	南砺市院林92-1
居宅介護支援事業所 からふる	0763-23-4780	南砺市野尻786-1
居宅介護支援事業所母笑夢	0763-52-7555	南砺市遊部川原53
JA福光ふれあいセンター	0763-52-8585	南砺市福光1165
なんと居宅介護支援事業所	0763-52-0050	南砺市天池字二番野島1555-3
ふく満居宅介護支援事業所	0763-53-1134	南砺市福光1045
やすらぎ荘居宅介護支援事業所	0763-52-6450	南砺市天池1570
小 計	15	
総合計(事業者数)	41	

介護サービス・介護予防サービス事業者一覧

令和6年4月1日現在

名称	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	電話番号	所在地
コスモスヘルパーステーション	●									0763-34-7501	砺波市平成町1-11
砺波市ヘルパーステーション	●									0763-33-1111	砺波市栄町7-3
砺波ふれあいの杜ヘルパーステーション	●									0763-33-0826	砺波市神島756-1
ニチイケアセンター石丸	●			●						0763-34-1020	砺波市石丸401
ニチイケアセンター庄川	●									0763-82-8588	砺波市庄川町示野121
ニチイケアセンター砺波	●			●						0763-34-7261	砺波市太郎丸1丁目8-12
訪問介護ステーションことほぎ	●									0763-33-3331	砺波市杉木5丁目5サンライズマンション101
訪問介護ステーションひばり	●									0763-23-6378	砺波市高波1171
北陸メディカルサービス(株)となみ営業所	●									0763-34-7250	砺波市中央町4-1
ものがたりホームヘルパーステーション	●									0763-55-6200	砺波市太田1382
アイテラスケアセンター	●									0763-77-3987	砺波市秋元200-15
ヘルパーステーションひふみサテライトとなみ	●									0763-58-5581	砺波市栄町3-2 大江ビル2階木区画
砺波市訪問看護ステーション		●								0763-32-7055	砺波市新富町1-61
ものがたり訪問看護ステーション	●									0763-55-6103	砺波市太田1382
訪問看護ステーションあばかど		●								0763-23-4448	砺波市杉木2-189
訪問看護ステーションこまち	●									0763-55-6225	砺波市高波1171
訪問看護ステーションハート	●									0763-33-7077	砺波市太郎丸180-1
訪問看護ステーション ラーレ	●									0763-32-6607	砺波市豊町2丁目13-15
ケアポート庄川訪問リハビリテーション		●								0763-82-6868	砺波市庄川町金屋字岩黒38-1
ケアポート庄川デイサービスセンター		●								0763-82-6871	砺波市庄川町金屋字岩黒38-1
デイサービス青空		●								0763-33-1504	砺波市矢木222-1
デイサービスうみとそら		●								0763-77-4170	砺波市新富町2-10
砺波市庄東デイサービスセンター		●								0763-37-2161	砺波市安川297
砺波市南部デイサービスセンター		●								0763-32-7295	砺波市苗加824-1
砺波市北部デイサービスセンター		●								0763-33-3082	砺波市林1202
砺波ふれあいの杜デイサービスセンター		●								0763-33-0807	砺波市神島756-1
プラトーケアセンター栄町		●		●						0763-55-6804	砺波市栄町224
やなせ苑デイサービスセンター		●								0763-32-2090	砺波市柳瀬3
介護老人保健施設ケアポート庄川		●			●					0763-82-6868	砺波市庄川町金屋字岩黒38-1

※介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスについては、あらかじめ事業所にお確かめください。

介護サービス・介護予防サービス事業者一覧

令和6年4月1日現在

名称	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	電話番号	所在地
砺波市	砺波誠友病院				●					0763-33-7766	砺波市大窪17-1
	となみ三輪病院				●					0763-37-1000	砺波市頼成605
	老人保健施設あかり苑				●	●				0763-33-0808	砺波市寿町2-38
	特別養護老人ホーム砺波ふれあいの杜					●				0763-33-0802	砺波市神島756-1
	特別養護老人ホームやなせ苑					●				0763-32-3050	砺波市柳瀬3
	あおい病院						●			0763-33-7888	砺波市掘内18-1
	小野医療器(株) メディカル・ケア事業部						●	●	●	0763-33-1011	砺波市新富町2-14
	(株)スリーティ運輸ヘルスケア事業部砺波営業所						●	●	●	0763-33-5252	砺波市鷹栖1907
小計											12 0 6 1 11 4 3 3 2 2

小矢部市社協ホームヘルプセンター	●									0766-67-8613	小矢部市鷺島15
JAIなば福祉支援センター	●									0766-61-3737	小矢部市水島680
小矢部市医師会訪問看護ステーション		●								0766-68-0020	小矢部市綾子5543
ケアメディカルおやべ訪問看護ステーション		●								0766-75-7669	小矢部市石動町1-32
公立学校共済組合北陸中央病院		●								0766-67-1150	小矢部市野寺123
中川整形外科クリニック		●								0766-68-2550	小矢部市綾子3978
小矢部市デイサービスセンター		●								0766-67-8613	小矢部市鷺島15
サニーデイサービスセンター小矢部		●								0766-53-5332	小矢部市島440-2
清楽園デイサービスセンター		●								0766-68-3150	小矢部市八和町10-32
デイサービスセンターさんごの家		●								0766-61-2266	小矢部市水島680
花かごデイサービス		●								0766-68-0555	小矢部市桜町1800
ほっとはうす千羽デイサービスセンター		●								0766-61-8310	小矢部市浅地121
共生型デイサービスびーすあけぼの		●								0766-30-5858	小矢部市綾子5596
にしの老人保健施設		●	●	●						0766-67-4430	小矢部市本町3-38
介護老人保健施設ゆうゆうハウス		●	●	●						0766-67-8008	小矢部市島322
特別養護老人ホーム清楽園			●							0766-67-6664	小矢部市法楽寺1800-1
特別養護老人ホームほっとはうす千羽			●							0766-61-8310	小矢部市浅地121
花かごショートステイ			●							0766-68-0555	小矢部市桜町1800

※介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスについては、あらかじめ事業所にお確かめください。

事業者一覧

介護サービス・介護予防サービス事業者一覧

令和6年4月1日現在

名称	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	電話番号	所在地
ローカルセンター小矢部				●						0766-61-8533	小矢部市新西92-1
太田病院介護医療院					●					0766-67-0443	小矢部市新富町3-11
つざわ津田介護医療院					●					0766-61-8585	小矢部市新西117-1
西野介護医療院					●					0766-67-1730	小矢部市本町3-33
ケアパートナーミツ葉						●	●	●	●	0766-69-7328	小矢部市平桜6265
(有) 北陸アーム・サービス						●	●	●	●	0766-67-6726	小矢部市中央町8-18
小計	2	0	2	4	7	2	4	5	2	2	

介護サービス・介護予防サービス事業者一覧

令和6年4月1日現在

名称	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	電話番号	所在地
井口デイサービスセンター				●						0763-64-8801	南砺市蛇喰1010
きららデイサービスセンター				●						0763-62-2651	南砺市理休247-1
JA福光デイサービス日向ぼっこ				●						0763-52-3939	南砺市福光1192
旅川デイサービスセンター				●						0763-22-6542	南砺市院林92-1
デイサービスセンターいなみ				●						0763-82-7030	南砺市井波1310-1
はぴねすデイサービス和みの里				●						0763-22-8800	南砺市二日町2077-1
福野デイサービスセンター				●						0763-22-1050	南砺市松原500-2
ふく満デイサービスセンター				●						0763-53-0055	南砺市福光1045
やすらぎ荘デイサービスセンター				●						0763-52-7206	南砺市天池1570
介護療養型老人保健施設福光あおい							●			0763-53-1555	南砺市法林寺424
介護老人保健施設葵の園・なんと						●	●			0763-52-0050	南砺市天池字二番野島1555-3
介護老人保健施設城端うらら				●	●	●	●			0763-62-8555 0763-62-8112	南砺市理休270
ふくの若葉病院			●			●				0763-23-1011	南砺市苗島367
特別養護老人ホームいなみ							●			0763-82-7040	南砺市井波1310-1
特別養護老人ホームきらら							●			0763-62-2323	南砺市理休247-1
特別養護老人ホーム福寿園							●			0763-22-5702	南砺市松原678-1
特別養護老人ホームやすらぎ荘							●			0763-52-6166	南砺市天池1570
(株) エムアンドティ								●	●	0763-62-5155	南砺市城端4316-1JECビル3F
(株) 城宝工務店								●	●	0763-22-4115	南砺市高堀330
旅川福祉用具貸与事業所								●		0763-22-7720	南砺市院林92-1
中越産業(株)									●	0763-22-4511	南砺市福野775
福祉レンタルこもれび								●	●	090-9441-8156	南砺市福野1657-1
小計	10	1	9	1	10	4	4	3	4	4	
総合計(事業者数)	24	1	17	6	28	10	11	11	8	8	

※介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスについては、あらかじめ事業所にお確かめください。

※介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスについては、あらかじめ事業所にお確かめください。

事業者一覧

地域密着型サービス事業者一覧

令和6年4月1日現在

名 称	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護看護	定期巡回・随時対応型訪問介護	地域密着型通所介護	電話番号	所 在 地
ケアタウンとなみ	29	18				0763-82-1130	砺波市庄川町青島208-1	砺波市
ケアホームあきもと	29					0763-34-7507	砺波市秋元289-1	
小規模多機能型居宅介護支援事業所はるかぜ庄東	25					0763-37-0370	砺波市東保815-1	
はぴねす小規模多機能すぎのき	29					0763-33-7880	砺波市杉木1丁目131	
ゆたか町の家	25					0763-33-1470	砺波市豊町2丁目13-6	
砺波市庄東デイサービスセンター	8					0763-37-2161	砺波市安川297	
砺波市北部デイサービスセンター	10					0763-33-3082	砺波市林1202	
イエローガーデン庄川		18				0763-82-7588	砺波市庄川町五ヶ53	
イエローガーデンとなみ		18				0763-33-3758	砺波市五郎丸23-1	
グループホームあっとほーむ砺波		18				0763-33-1061	砺波市鷹栖1973-1	
グループホームあゆみとなみ野		18				0763-33-5131	砺波市中野340	
グループホーム庄の里		18				0763-37-2522	砺波市頼成605	
グループホームすまいる		9				0763-33-0808	砺波市寿町2-38	
ニチイケアセンター石丸		18				0763-32-2253	砺波市石丸401	
グループホームひだまり絆		18				0763-37-1102	砺波市宮森460-1	
グループホームひだまり砺波		18				0763-33-3339	砺波市千代323-1	
グループホーム柳瀬の家		9				0763-34-7753	砺波市柳瀬601-3	
はぴねすグループホームすぎのき		18				0763-33-2680	砺波市杉木1丁目131	
グループホームたかのす		18				0763-55-6612	砺波市鷹栖1014-1	
さくらの縁デイサービスセンター					10	0763-33-7039	砺波市矢木86	
宗教法人善福寺デイサービス聚楽					18	0763-32-1882	砺波市東中171	
デイサービスいろり					10	0763-32-2369	砺波市五郎丸333	
デイサービスかがやき					18	0763-33-0724	砺波市新富町2-11	
デイサービスしょうずんだ					10	0763-82-7667	砺波市庄川町金屋2833-1	
デイサービスゆずの木					15	0763-82-6864	砺波市庄川町高儀新95-3	
砺波地域福祉事業所大空と大地のぼぴー村					18	0763-37-2280	砺波市宮森461	
一期縁					10	0763-55-6431	砺波市東石丸30-31	
リハビリ・デイサービスとなみ					18	0763-58-5991	砺波市本町2-6	
のぞみリハビリテーションアカデミー					10	0763-58-5826	砺波市宮丸183-1	
ものがたりデイサービスセンター					18	0763-55-6224	砺波市山王町2-12	
デイサービス福					18	0763-34-7250	砺波市中央町4-1	
小 計	137	18	216	0	0	173		

愛寿乃里	29	9				0766-75-1338	小矢部市福上362-1
イエローガーデン石動	29		29			0766-67-3335	小矢部市観音町5-40
ケアタウンおやべ	29	18				0766-68-1772	小矢部市埴生2-47
福祉コミュニティ小矢部あいの風	29	18	29			0766-67-1360	小矢部市茄子島226
はあとふるケアあさがお	29	18				0766-68-1118	小矢部市西中野694-1
あさがお田川	18					0766-30-2480	小矢部市田川2548
イエローガーデン小矢部		18				0766-54-0165	小矢部市観音町5-44
ケアサポートいろどり		18				0766-54-0470	小矢部市浅地583
グループホームいろどり		18				0766-50-8020	小矢部市今石動町1丁目2-9

地域密着型サービス事業者一覧

令和6年4月1日現在

名 称	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護看護	定期巡回・随時対応型訪問介護	地域密着型通所介護	電話番号	所 在 地
グループホーム小矢部藤森		9					0766-69-7774	小矢部市藤森5008-1
地域密着型サービス事業共生型グループホームらぶあけぼの		9					0766-68-3826	小矢部市綾子5599
グループホームはっちょうとんぼ		18					0766-69-7227	小矢部市臼谷字岡ノ城6520
はっちょうとんぼデイサービス		12					0766-69-7227	小矢部市臼谷字岡ノ城6520
ローカルセンター小矢部		18			10		0766-61-8533	小矢部市新西9-2-1
デイサービスセンター心楽(ここらく)						10	0766-67-6611	小矢部市城山町2-42
デイサービスわくわく小矢部						18	0766-67-5360	小矢部市新富町4-1
富山型デイサービス城山						18	0766-53-5876	小矢部市城山町9-32
ピスケットデイサービスかいぐん						18	0766-68-1188	小矢部市芹川3887-1
リハビリ・デイサービスおやべ						18	0766-67-2001	小矢部市赤倉207
小 計	163	12	171	58	0	92		

イエトカフェいづみ	25					0763-52-1231	南砺市和泉26-1
ケアタウン・なんと	29	9				0763-22-2162	南砺市新邸11-1
ニチイケアセンター山見(小多機)	29					0763-82-7881	南砺市山見330-2
ニチイケアセンター山見(グループホーム)		18				0763-82-7883	南砺市山見330-2
愛の家グループホーム南砺福光		18				0763-53-0180	南砺市福光777-1
イエローガーデンいのくち		18				0763-64-2800	南砺市蛇喰1261
イエローガーデン城端		18				0763-62-2268	南砺市是安1151-1
イエローガーデン高瀬		18				0763-82-6088	南砺市北市256-1
グループホーム葵の園・かいによ		9				0763-53-1001	南砺市天池字二番野島1555-3
グループホーム五箇山		18				0763-67-3700	南砺市東赤尾字横平577-1
グループホーム柿の華		9				0763-52-5448	南砺市高宮5106
グループホームこもれび		9				0763-62-8128	南砺市野田213-1
ぐる~ぷほ~む城端		18				0763-55-6931	南砺市細木108-1
グループホーム福光ほほえみの家		9				0763-53-1555	南砺市法林寺424
はぴねすグループホーム福野		18				0763-22-1778	南砺市二日町2077-7
はぴねすグループホーム松と春		9				0763-23-1330	南砺市年代172-2
グループホーム南砺星		18				0763-53-0823	南砺市中ノ江195-1
ケアタウン福野		9		18		0763-58-5632	南砺市柴田屋396-11
やすらぎ荘デイサービスセンター	12					0763-52-7206	南砺市天池1570
特別養護老人ホームやすらぎ荘			20			0763-52-6166	南砺市天池1570
福寿会北部定期巡回センター					●	0763-23-3650	南砺市松原678-1
福寿会南部定期巡回センター					●	0763-53-1132	南砺市福光1045
牛田接骨院デイサービス結					15	0763-52-4686	南砺市中ノ江106-3
デイサービスセンターにこやかな里。					12	0763-23-3811	南砺市福野1466-1
デイサービス母笑夢					18	0763-52-7555	南砺市遊部川原53
南砺市上平デイサービスセンター					18	0763-67-3003	南砺市上平細島1112
南砺市平高齢者生活福祉センター「つじ花」(平デイサービスセンター)					18	0763-66-2866	南砺市大崩島10

事業者一覧

介護予防・生活支援サービス事業者一覧

令和6年4月1日現在

名 称	訪問型		通所型		電話番号	所 在 地
	現行 相当 サービス	サービスA	現行 相当 サービス	サービスA		
砺波市ヘルパーステーション	●				0763-33-1111	砺波市栄町7-3
ニチイケアセンター石丸	●	●			0763-34-1020	砺波市石丸401
ニチイケアセンター砺波	●	●			0763-34-7261	砺波市太郎丸1丁目8-12
北陸メディカルサービス(株)となみ営業所	●				0763-34-7250	砺波市中央町4-1
ものがたりホームヘルパーステーション	●				0763-55-6200	砺波市太田1382
コスマスヘルパーステーション	●				0763-34-7501	砺波市平成町1-11
ニチイケアセンター庄川	●				0763-82-8588	砺波市庄川町示野121
ヘルパーステーションひふみサテライトとなみ	●				0763-58-5581	砺波市栄町3-2 大江ビル2階ホ区画
ケアポート庄川ディサービスセンター		●			0763-82-6871	砺波市庄川町金屋字岩黒38-1
宗教法人善福寺ディサービス聚楽		●			0763-32-1882	砺波市東中171
デイサービス青空		●			0763-33-1504	砺波市矢木222-1
デイサービスいろり		●			0763-32-2369	砺波市五郎丸333
デイサービスうみとそら		●			0763-77-4170	砺波市新富町2-10
デイサービスかがやき		●			0763-33-0724	砺波市新富町2-11
デイサービスしょうずんだ		●			0763-82-7667	砺波市庄川町金屋2833-1
デイサービス福		●			0763-34-7250	砺波市中央町4-1
デイサービスゆずの木		●			0763-82-6864	砺波市庄川町高儀新95-3
砺波市庄東ディサービスセンター		●			0763-37-2161	砺波市安川297
砺波市南部ディサービスセンター		●			0763-32-7295	砺波市苗加824-1
砺波市北部ディサービスセンター		●			0763-33-3082	砺波市林1202
砺波ふれあいの杜ディサービスセンター		●			0763-33-0807	砺波市神島756-1
一期縁		●			0763-55-6431	砺波市東石丸30-31
プラトーケアセンター栄町		●			0763-55-6804	砺波市栄町224
やなせ苑ディサービスセンター		●			0763-32-2090	砺波市柳瀬3
リハビリ・ディサービスとなみ		●			0763-58-5991	砺波市本町2-6
のぞみりハビリテーションアカデミー		●			0763-58-5826	砺波市宮丸183-1
ケアポート庄川予防ひろば			●		0763-82-6868	砺波市庄川町金屋字岩黒38-1
ものがたり茶屋			●		0763-32-2958	砺波市太田1655
小 計	8	0	20	2		

小矢部市社協ホームヘルプセンター	●				0766-67-8613	小矢部市鷺島15
JAIなば福祉支援センター	●				0766-61-3737	小矢部市水島680
小矢部市ディサービスセンター		●			0766-67-8613	小矢部市鷺島15
サニーディサービスセンター小矢部		●			0766-53-5332	小矢部市島440-2
清楽園ディサービスセンター		●			0766-68-3150	小矢部市八和町10-32
ディサービスセンター心楽(ここらく)		●			0766-67-6611	小矢部市城山町2-42
ディサービスセンターさんごの家		●			0766-61-2266	小矢部市水島680
ディサービスわくわく小矢部		●			0766-67-5360	小矢部市新富町4-1
富山型ディサービス城山		●	●		0766-53-5876	小矢部市城山町9-32

介護予防・生活支援サービス事業者一覧

令和6年4月1日現在

名 称	訪問型		通所型		電話番号	所 在 地
	現行 相当 サービス	サービスA	現行 相当 サービス	サービスA		
小矢部市	花かごデイサービス		●		0766-68-0555	小矢部市桜町1800
	ピスケットディサービスかいぐん		●		0766-68-1188	小矢部市芹川13887-1
	ほっとはうす千羽ディサービスセンター		●		0766-61-8310	小矢部市浅地121
	リハビリ・ディサービスおやべ		●		0766-67-2001	小矢部市赤倉207
	ローカルセンター小矢部		●		0766-61-8533	小矢部市新西92-1
	介護予防事業ミニ・ディ「いずみの園」		●		0766-67-4550	小矢部市鷺島15
	共生型ディサービスピーすあけぼの		●		0766-30-5858	小矢部市綾子5596
小 計		2	0	12	3	

JA福光ふれあいセンター	●				0763-52-2621	南砺市福光1192
旅川ホームヘルプサービス事業所	●				0763-22-6548	南砺市院林92-1
となみケアサービス	●				0763-62-3777	南砺市野口191-1
南砺市井波ホームヘルプステーション	●	●			0763-82-0524	南砺市井波938
南砺市五箇山ホームヘルプステーション	●				0763-68-2316	南砺市利賀村百瀬川1313
ニチイケアセンター南砺	●		●		0763-52-8087	南砺市八幡121-1
ふく満ホームヘルプサービス事業所	●				0763-53-0055	南砺市福光1045
ヘルパーステーションやどりぎ	●				0763-23-4603	南砺市本江238-8
訪問介護ステーション愛ケア	●				0763-55-6166	南砺市遊部653
ニチイケアセンター福野	●				0763-22-8003	南砺市やかた105
井口ディサービスセンター		●			0763-64-8801	南砺市蛇喰1010
牛田接骨院ディサービス結		●			0763-52-4686	南砺市中ノ江106-3
きららディサービスセンター		●			0763-62-2651	南砺市理休247-1
JA福光ディサービス日向ぼっこ		●			0763-52-3939	南砺市福光1192
旅川ディサービスセンター		●			0763-22-6542	南砺市院林92-1
ディサービスセンターいなみ		●			0763-82-7030	南砺市井波1310-1
ディサービスセンターにこやかな里。		●			0763-23-3811	南砺市福野1466-1
ディサービス母笑夢		●			0763-52-7555	南砺市遊部川原53
南砺市上平ディサービスセンター		●			0763-67-3003	南砺市上平細島1112
南砺市平高齢者生活福祉センター「つじじ」(平ディサービスセンター)		●			0763-66-2866	南砺市大崩島100
南砺市利賀高齢者生活福祉センター ネイトピア喜楽(利賀ディサービスセンター)		●			0763-68-2316	南砺市利賀村百瀬川1313
はびねすディサービス和みの里		●			0763-22-8800	南砺市二日町2077-1
福野ディサービスセンター		●			0763-22-1050	南砺市松原500-2
ふく満ディサービスセンター		●			0763-53-0055	南砺市福光1045
やすらぎ荘ディサービスセンター		●			0763-52-7206	南砺市天池1570
ケアタウン福野		●			0763-58-5632	南砺市柴田屋396-11
小 計	10	1	17	0		
総合計(事業者数)	20	1	49	5		

施設サービス事業者一覧

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

	名 称	入所定員	電話番号	所 在 地
砺波市	特別養護老人ホーム砺波ふれあいの杜	80	0763-33-0802	砺波市神島756-1
	特別養護老人ホームやなせ苑	100	0763-32-3050	砺波市柳瀬3
小矢部市	特別養護老人ホーム清楽園	80	0766-67-6664	小矢部市法楽寺1800-1
	特別養護老人ホームほっとはうす千羽	90	0766-61-8310	小矢部市浅地121
南砺市	特別養護老人ホームいなみ	80	0763-82-7040	南砺市井波1310-1
	特別養護老人ホームきらら	80	0763-62-2323	南砺市理休247-1
	特別養護老人ホーム福寿園	127	0763-22-5702	南砺市松原678-1
	特別養護老人ホームやすらぎ荘	80	0763-52-6166	南砺市天池1570
計（8施設）		717		

●介護老人保健施設（老人保健施設）

	名 称	入所定員	電話番号	所 在 地
砺波市	老人保健施設あかり苑	75	0763-33-0808	砺波市寿町2-38
	介護老人保健施設ケアポート庄川	80	0763-82-6868	砺波市庄川町金屋字岩黒38-1
小矢部市	にしの老人保健施設	97	0766-67-4430	小矢部市本町3-38
	介護老人保健施設ゆうゆうハウス	80	0766-67-8008	小矢部市島322
南砺市	介護老人保健施設 城端うらら	80	0763-62-8555	南砺市理休270
	介護老人保健施設 菊の園・なんと	100	0763-52-0050	南砺市天池字二番野島1555-3
	介護療養型老人保健施設 福光あおい	60	0763-53-1555	南砺市法林寺424
計（7施設）		572		

●介護医療院

	名 称	入所定員	電話番号	所 在 地
砺波市	となみ三輪病院介護医療院	50	0763-37-1000	砺波市頬成605
	砺波サンシャイン介護医療院	50	0763-33-0800	砺波市鷹栖575
	砺波誠友病院介護医療院	50	0763-33-7766	砺波市大窪17-1
小矢部市	小矢部大家病院介護医療院	34	0766-67-2002	小矢部市島321
	西野介護医療院	37	0766-67-1730	小矢部市本町3-33
	つざわ津田介護医療院	40	0766-61-8585	小矢部市新西117-1
	太田病院介護医療院	9	0766-67-0443	小矢部市新富町3-11
計（7施設）		270		

地域包括支援センター一覧

名 称	担当区域名	所 在 地	電話番号	FAX番号
砺波市地域包括支援センター	砺波市全域	〒939-1398 砺波市役所 砺波市栄町7-3 高齢介護課併設	0763-33-1345	0763-33-7622
	総合病院地域包括支援センター	〒939-1395 砺波市新富町1-61 市立砺波総合病院内	0763-32-3317	
	砺波市南部サブセンター	〒939-1333 砺波市苗加824-1 苗加苑内	0763-32-7294	
	砺波市北部サブセンター	〒939-1345 砺波市林1202 北部苑内	0763-33-6633	
	砺波市庄東サブセンター	〒939-1438 砺波市安川297 庄東センター内	0763-37-1550	
	砺波市庄川サブセンター	〒932-0393 砺波市庄川町青島401 庄川支所内	0763-82-4130	
小矢部市地域包括支援センター	小矢部市全域	〒932-0821 小矢部市総合保健福祉 小矢部市鷺島15 センター健康福祉課内	0766-67-8605	0766-67-8602
南砺市地域包括支援センター	南砺市全域	〒932-0293 南砺市北川166-1 南砺市地域包括 ケアセンター内	0763-23-2034	0763-82-4657
南砺市地域包括支援センターサテライト		〒939-1724 公立南砺中央病院 南砺市梅野2007-5 3階	0763-53-0012	0763-53-2252

※相談支援業務の実態把握（一部）や相談対応業務（初期）を下記の在宅介護支援センターに委託しています。
南砺市は、南砺市社会福祉協議会にも委託しています。

在宅介護支援センター一覧

●砺波市

名称	電話番号	所 在 地
砺波市やなせ苑在宅介護支援センター	0763-32-3943	砺波市柳瀬3
砺波ふれあいの杜在宅介護支援センター	0763-33-0802	砺波市神島756-1
ケアポート庄川在宅介護支援センター	0763-82-6861	砺波市庄川町金屋字岩黒38-1

●小矢部市

名称	電話番号	所 在 地
小矢部市在宅介護支援センター	0766-67-8614	小矢部市鷺島15
清楽園在宅介護支援センター	0766-68-3151	小矢部市法楽寺1800-1
ほっとはうす千羽在宅介護支援センター	0766-61-8550	小矢部市浅地121

●南砺市

名称	電話番号	所 在 地
南砺市井波在宅介護支援センター	0763-82-7773	南砺市井波938
南砺市五箇山在宅介護支援センター	0763-66-2808	南砺市下梨2271
きらら在宅介護支援センター	0763-62-0483	南砺市理休247-1
在宅介護支援センターうらら	0763-62-8113	南砺市理休270
旅川在宅介護支援センター	0763-22-7765	南砺市院林92-1
ふく満在宅介護支援センター	0763-53-0055	南砺市福光1045
やすらぎ荘在宅介護支援センター	0763-52-6450	南砺市天池1570

●砺波地方介護保険組合のホームページ!●

砺波地方介護保険組合ホームページでは、介護保険制度の説明、組合の紹介、介護サービス事業者や介護保険料など、常に最新の情報を掲載しています。また、認定申請用の様式など、介護保険に関する各種様式類をダウンロードすることも可能です。

ホームページについてお気付きの点などありましたら、ご連絡くださいますようお願いいたします。

◆ホームページのアドレス

[http://www_pci-area_tonami_toyama.jp](http://www pci-area tonami toyama jp)

◆メールアドレス

kaigo@ns_pci-area_tonami_toyama.jp

●ご意見、ご質問のメールをお待ちしています！

砺波地方介護保険組合構成3市

市名・担当課名	電話番号	所在地
砺波市高齢介護課	0763-33-1328	〒939-1398 砧波市栄町7-3
庄川支所市民福祉課	0763-82-1902	〒932-0393 砧波市庄川町青島401
小矢部市健康福祉課	0766-67-8605	〒932-0821 小矢部市鷺島15
南砺市地域包括ケア課	0763-23-2034	〒932-0293 南砺市北川166-1
ふくし総合窓口 (市庁舎本館1F)	0763-23-2032	〒939-1692 南砺市荒木1550
城端市民センター	0763-62-1213	〒939-1892 南砺市城端1046
平市民センター	0763-23-2040	〒939-1997 南砺市下梨2240
上平市民センター	0763-23-2043	〒939-1998 南砺市上平細島879
利賀市民センター	0763-23-2046	〒939-2595 南砺市利賀村171
井波市民センター	0763-82-1181	〒932-0292 南砺市井波520
井口市民センター	0763-23-2053	〒939-1898 南砺市蛇喰1009
福野市民センター	0763-22-1101	〒939-1596 南砺市苗島4880

介護保険についてのお問い合わせは

砺波地方介護保険組合

〒939-1392 砧波市栄町7番3号

TEL.0763-34-8333 FAX.0763-34-8334



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。